

令和 8 年 第 5 回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月） 午後 1 時 1 7 分～午後 3 時 0 6 分

2 開催場所 安中市役所中会議室 3

3 出席委員 （ 1 6 人）

出席者	1 番 井上 豊	2 番 佐藤 光司	3 番 須藤 克美
	4 番 須藤 房二	5 番 萩原 幹雄	6 番 岡部 雅彦
	7 番 柘植 正	8 番 眞砂 幸光	9 番 田中 錦也
	10 番 橋本 一男	12 番 田中 正明	13 番 塩谷 幸生
	14 番 宇佐美幸雄	15 番 金井 亮	16 番 伏田 再子
	17 番 丸山 征二		

4 欠席委員 （ 1 人）

11 番 猿谷 健一

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
日程第 4 議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請審議について
日程第 5 議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
日程第 6 議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	中島 教馨	農地係	中嶋 圭
農業振興係	石川 智美		

会議の概要

議 長 ただいまから令和 8 年第 5 回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、1 7 名中 1 6 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催に当たり、1 1 番猿谷健一委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第 1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、7番柘植正委員・10番橋本一男委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をさせていただきます。

令和8年4月27日開催の第4回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係5件、5条関係10件につきましては、令和8年5月20日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が5月20日に前橋市のJAビルで開催され、終了後に群馬県農業会議第1回理事会及び役員打合せ会が同所で開催され、ともに丸山会長が出席されました。

令和8年第1回安中市議会臨時会が5月15日に開催され、報告が1件、承認が2件、議案が6件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号5番は6番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、番号5番を案件1、番号1番から4番、6番から11番を案件2として、2回に分けて審議を行います。

初めに、案件1、番号5番に対する審議に入りますが、本件は6番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退場)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号案件1 農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号案件1、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載、5番の1件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要

件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件 1 について意見のある方はお願いします。

5 番。

5 番委員 5 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請書の 5 番ですが、7 筆ありますが、場所としては一括して同じところにあります。それで、その場所は受け人の農地に隣接しておりまして、作物が現在栽培されておりますので、所有権移転贈与ということで問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにある方いらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号案件 1、番号 5 番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、これ以降、審査班に付託する議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3 班に 5 番の 1 件、合計 1 件を付託します。

ここで 6 番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

（6 番委員入場）

議 長 次に、案件 2 を議題とします。

番号 1 番から 4 番、6 番から 11 番について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号案件 2、農地法第 3 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 8 年 5 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 1 号、案件 2、農地法第 3 条の申請は、議案書 1 ページ記載の 1 番から 4 番、議案書 2 ページ記載の 6 番から 11 番の 10 件です。受理した申請書は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

- 13番委員 13番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番です。申請者は、農林大学を卒業しまして新規就農をし、主にブドウ栽培、シャインマスカットをやりたいということで頑張っている若者で、〇〇が〇〇出身でありますので、その地域の周辺でさらに農地を借りることを計画しておりまして、一部決まった農地もあるというようなことも聞いております。このようなやる気のある若者を温かく支援していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

8番。

- 8番委員 8番です。議案第1号、農地法3条の2番です。この場所は、〇〇の手前に〇〇というところがあるのですが、〇〇から〇〇へ抜ける道、それからちょっと入った場所にあります。所有権の移転売買ということなので、この書いてあります譲受人の人、この人はこの辺にも、この地域は比較的田んぼも畑もきれいに作ってある畑の所有者が多いです。この人もほかにも土地を持っているのですが、きれいに作ってありますので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

- 15番委員 15番です。私の担当は、農地法第3条の規定による許可申請書の6番から11番です。6番から11番は3か所ぐらいあるのですが、〇〇が賃貸借権設定していて、あとは区分地上権設定が〇〇という合同会社がやっていると。このペアで3か所ほど太陽光発電をやっていて、これは更新の申請ということで、現場見てきたのですが、実によく草刈りはやられていて管理状況はよろしいかと思います。そのほか二、三ちょっと指摘したことがあります。まず、この図面なのですが、おのおの公図の後に太陽光関係の図面がついていますが、そもそもこの図面が間違っています。太陽光のパネルの配置が全然、例えば3条の6番の太陽光の図面、そもそも架台、ステージですね、数が違います。一番山側、天井が上なのですが、図面で、下、南側が斜面になっていて、南側の列にもう一列太陽光の列があります。したがって、枚数まで数えるのは頭来てしまって数えていないのですが、枚数がそもそも違うのではないかなと思うのです。

ということは、計算が違うのではないかな。発電量ですね。まず、それが6番、7番の申請の案件で指摘したい。

それと、図面の次のページ、8番、9番という案件です。これも架台のステージの配列が違います。現場行ってみれば一目瞭然。したがって、パネルの枚数が216枚、発電出力98.26kW、PCSが半分ですから49.5kWですか。これが50kW以上になると違うのでしょうか、申請が。これもう一度このメンバー呼んで、事務局としてこの図面が正しいのかどうか、パネルの枚数が合っているのかどうかをまずチェックする必要があるかと思います。でないと、これ数値的なものを細かく言うのは差し障りがあるとは思いますが、パネルの枚数が違うということは、発電出力も違うし、PCSも違う。そもそも最初の3年前の申請のときの申請書類を私は持っていないので何とも言いようがないですが、これが正しかったかどうかというのも甚だ疑問でございます。だから配置が違います。

それと、次の3番目の10番、11番ですか、これは合っています。これは枚数私一生懸命数えましたから、これは合っています。ただし、一番下側の、図面の下の方って県道なのですが、県道側の2列の配列のところの右側だから、東側の10m掛ける10mの範囲が1段下がっているのです。土を取ったような形跡があるのですが、それは特に今回の申請に関係ないのですが、ここにブルーベリーは植えられていません。だからこの図面は間違っています。でも、支柱だけであれば、合っています。いずれにしても、草刈りはよくやられていて管理はいいのですが、こういった基本的なところでかなり現場と申請書類のそごがありますので、事務局はもう一度このメンバーを呼んで正しい図面を付け直してもらうように話しをして、それが正しければ受理して農業委員会にかけてもらいたいと思います。この際、はっきりさせていかないと、農業委員会なめられているのです。適当な図面出して通ってしまっているわけです。過去の例は分かりませんが、そういうことを指摘したいと思います。

議長 暫時休憩。

(休憩午後 1:40)

(再開午後 1:42)

議長 再開します。
事務局。

事務局 先ほど15番委員さんからご指摘のありましたパネルの土地利用計画図の図面

と現地が相違があるのではないかということでしたので、一回こちらの図面を作成した業者を呼びまして、その内容聞きまして、あと現地を確認をしまして、間違いがないのかなのかを確認をしてから許可を出したいと思いますので、今回の総会で許可を出すということではなくて、一回保留というような形を取らせていただければと思います。

15番委員 10番と11番は合っています。図面は。

事務局 合っているものは許可という形でよろしいかと思うのですが、そごがあるものに関しましては確認の必要があるものですから、今回の総会には許可を出すことができないので、保留という形にさせていただきたい。

15番委員 更新なわけでしょう。

事務局 はい。

15番委員 では、初回のはどうなっているのかということです。初回のを掘り起こして、初回が違っていたらえらいことです。発電量が、あれは49.5kWとかでやっています。50kWを超えたら駄目なわけです。

事務局 そうですね。低圧でやっているかと思うしますので、以前のことももう一回確認をして、また次回の総会の中で報告できればと思います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

議案第1号、農地法第3条の3番と4番になります。3番の〇〇さんは、もともと安中に在住されていた方で、安中の〇〇を中心に、かなりやられています。水稻をしっかりとやられている方ですので、特に問題ないと思います。

また、4番の〇〇さんなのですが、こちらは営農型を中心に農業に取り組んでいただいている会社さんになりまして、全部が全部きれいに管理されているとはちょっと言い難いのですが、近年真面目に取り組んでいる会社でありますので、それも含めてよろしいのではないかと思います。参考にお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第1号、案件2、番号1番から4番、6番から11番については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番から3番の3件、2班に8番から11番の4件、3班に4番、6番、7番の3件、以上合計10件を付託しますが、6番、7番、8番、9番に関しましては、書類に不備があるとの地元委員さんの指摘がありましたので、こちらは継続審議として取り扱いますので、審

査班のほうでもその前提での審議をお願いいたします。

8番委員 10番、11番は、今15番さんのほうでいいのだよと言われたけれど、事務局のほうでもう一回確認できるのですか。

議長 何番。

8番委員 10番、11番。

議長 10番、11番は間違っていないという説明があったので、書類としては整っていますので、これは案件として取り扱います。6番、7番、8番、9番に関しては相違があるという指摘がありましたので、確認をするために継続審査にさせていただきます。よろしいですか。

8番委員 事務局のほうはそれでいいですか。大丈夫ですか。

事務局 継続審査という形で、業者を呼んで確認をしてからということで。

議長 10番、11番は。

事務局 こちらのほうは、地元の委員さんから特に問題ないということでしたので、こちらは通常どおり進めさせていただければと思います。

8番委員 分かりました。

議長 では、そのように取り計らわせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要もお願いします。

事務局 5月21日に実施された、申請面積1,000平米以上、営農型太陽光申請に係る4条申請1件の現地調査結果につきましては、現地を確認したところ、耕作状況について、柵なのですけれども、申請者から説明を聞きたいという意見がございましたので、今回説明のためにお呼びさせていただいております。その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第4条第6号各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条の 1 番の下側記載の 2 つになります。営農型太陽光発電の案件なのですが、令和 5 年からの更新ということで、榊が植えられているということなのですが、一部枯れてしまっているのか何だか植えられていない場所が見受けられました。また、草はきちんと刈ってありまして、管理は適切に行われているというふうに思うのですが、周辺は耕作放棄地みたいなところが多くて、周りの農地に与える影響は少ないと考えます。審議の参考としてください。お願いします。

議 長 5 番。

5 番委員 5 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請の 1 番の〇〇のところなのですが、これは継続申請ということで確認しましたところ、それなりに榊も植わっていて、周りの隣接地に影響はありません。
以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。ただいま委員から意見がありましたのでお含みおきください。

議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思います。2 班に 1 番の 1 件を付託いたします。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 5 月 21 日に実施された申請面積 1,000 平米以上、営農型太陽光申請に係る 5 条申請 8 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 8 年 5 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 3 号、農地法第 5 条の申請は、議案書 4 ページから 5 ページ記載の 14

件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の2番です。申請地は周囲をほとんど畑に囲まれておりまして、西側に一部墓地があります。その畑も全て荒地となっております。道路を挟んで東側は住宅となっておりますが、東側の部分は、住宅との隔離及び管理作業用地とするため、場所を確保しております。したがって、営農及び住民に与える影響はないと考えます。審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の10番並びに11番です。先ほど事務局のほうから説明があったとおり、隣接した土地であって、特に10番のほうは何年も前から空き家になっていた。空き家の状態でいて、そこがほとんど畑というよりも竹がはびこっていた。何もしないで竹を切っていたという状態です。

それと、11番のほうは、それに隣接した通路、通路と言うとおかしいですけども、同じく竹がはびこっていた場所の一部を通路として使っていて、そのいわゆる突き当たりが自分の土地で家庭菜園等を営んでいるというような状態です。それで通路用地として取得したいというような申請が出たのだと思います。審議の参考にしていただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条関係の12番です。申請地は、〇〇を横断している〇〇と〇〇、〇〇、今は逆に〇〇になってしまっていますが、〇〇の交差したところの〇〇に隣接したようなところなのですが、申請理由は受け人、渡し人ともに書いてあるとおりですので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請の 1 3 番と 1 4 番です。転用目的は太陽光発電用地。お手元の図面を見ていただくと分かるのですが、1 3 番と 1 4 番の間に公道が走っていきまして、実際現場を見ますとアスファルトの道路が走っているということです。1 3 番につきましては、現在、雑草が繁茂していきまして、この部分は結構小さい面積の畑が寄り集まって、しかも北斜面を向いている状況です。

それから、1 4 番については、数枚の畑で構成されております。いずれにしても北斜面ということです。考えますに、設置工事等で大分工数が費やされるのではないかというふうに考えます。周囲の営農影響はないかと思います。

1 つ心配なのですが、1 3 番のほうなのですけれども、公道、アスファルトの道路が走っていきまして、そこがずっと下り斜面で池、堀があるのですけれども、実際にアスファルトの道路に雨水が流れた場合に、これがこちらの用地の中にもし入った場合に飲み込めるかというふうに、ちょっと素人なのですけれども、心配している次第です。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 9 番です。この場所は、〇〇があります。その一番東側のほうに〇〇というのがある、その向かい側の土地です。以前この場所で売買の関係で話をしたことがあるのですけれども、その入り口がちょうど今行ってみたらキウイフルーツがきれいに咲いているようなところであります。そこを進入路として買いたいということだったので、特に問題はありません。ほかの周りの土地も、この土地のところへ支障するような土地はないですので、よろしくお願いします。

議 長 1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 番、太陽光発電ということでございますけれども、先日 2 1 日に現地調査をしていただきました。特段周りの農地に影響するようなことはないと思いますので、審議の参考にしてください。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

議案3号、農地法第5条の3番、4番、5番の3件になります。3番に関しましては、昨日皆さんと現地を確認していただいたところではありますが、宅地化の進んだ地域で周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、4番ですが、こちらも周辺は宅地化の進行した地域でありまして、周辺農地への影響はないと考えられます。

5番に関しましても、やはり宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響はないと考えられますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第5条の6番、7番、8番なのですが、先ほどの農地法第3条の件ですけれども、6番が、私も現場で一生懸命数えてみたのですが、頭痛くなってしまって、どうやらこの図面よりも支柱の数は多いです。十何本多いはずです。1列多いわけですから、架台が。支柱が十何本多いわけです。次の7番ですが、7番は逆に、図面がでたらめなので、実際の支柱の数はこれよりも少ないのではないかな。最初数え始めたのですが、現場で頭痛くなって、182本の図面になっていますけれども、これ多分十何本少ないのではないかな。道路側の3枚のステージはないのです。だから、これ図面誰が作ったのかわかりませんけれども、枠に太陽光の図が入り切らないのかな。よく分からないですけれども。CAD図面で作ってあればこんな簡単に縮小してきれいに入るのですけれども、CADのレイヤーがちゃんとしていないのだから何か分からないですけれども、図面にかなり無理があるというか、ちゃんと測量しているのかどうかというそもそものこともあるのですけれども、現地の図面が合っているかどうかというのもあるのですが、無理やりパネルの図面をここに入れようとしている嫌いもあります。その辺をよく事務局の方は、〇〇というのですか、呼んで話を聞いて、実際現場に行ってもらいたいのです。両者で本数数えてみたらどうですか。パネルの枚数も数えてみたらどうですか。そういうことは多分していないはずなのです。いろいろ太陽光の案件ありますけれども、実にルーズです。この3件に関して。せっかくブルーベリーも植えて、ブルーベリーは結構育っているのです。ただ、上の太陽光がでたらめなことやっていたので、この計画が成り立たないといえますか、今後の問題もありますけれど

も、大抵は下の農作物がうまく作れないことがあるのですけれども、私のところは太陽光そのものがでたらめなわけですから、よくよくチェックしていただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番から5番の5件、2班に7番から10番の4件、3班に6番と11番から14番の5件、以上合計14件を付託しますが、ただいま地元委員さんからありましたように、6番と7番に関しましては図面にそこがあるということですので、継続審議にしたいと思いますので、審査班のほうでもそちらの審査でお願いいたします。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:16)

(書類審査)

(再開午後 2:35)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号、農地法第4条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第2号1番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第2号1番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 ○○の○○と申します。本日、○○の代理として来ました。よろしくお願いいたします。

同じく、○○と申します。会社の内容の説明をすればよろしいでしょうか。

事務局 申請内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 今回は、太陽光のCの6とCの7というところで安中の○○と○○のほうの2か所を一時転用の農地法第4条第1項による許可申請の申込みをさせていただいた次第でございます。どちらも3年ほど行わせていただいて、1度目の更新という形で今回許可申請のほう申込みをさせていただいております。営農型太

陽光事業を行っております。持続可能な農業と再生可能エネルギーを目指して営農型太陽光発電事業に取り組んでおります。農地の一時転用許可を得て、3年間太陽光パネルの下で作業を進めてまいりました。現在、御覧いただいたとおり、まだ育成途上とあとは枯れてしまうというところの事態に直面しておりますが、引き続き営農型のほうの経営確保をさらに見直して、改善のほうをして農地のほうを運営していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 以上でよろしいですか。説明は。

1 番申請者 はい。

議 長 説明が終わりました。

質問のある方お願いします。

8 番。

8 番委員 今日は説明に来ていただいて、ご苦労さまです。ちょっと二、三質問させていただきたいのですけれども、〇〇も、それから〇〇のところも榊作っていらっしゃる。見ましたら、本榊と、それからこの辺で言われる地榊、生榊を両方育てているということなののですけれども、〇〇のほうは比較的畑の地で水はけがいい。ところが、〇〇のところは田んぼの上です。水はけ非常に悪いところです。見ますと、〇〇のところは7割ぐらい木がなくなっていて、少し元気なのは本榊が何本も上にあるというようなところですので、榊を育てるに当たって、大体6年から7年ぐらいかかるという話を聞くのですけれども、何か肥料をあげたり、定期的なメンテナンスみたいなものはしていらっしゃるのですか。

1 番申請者 一応ご指摘と御覧いただいたとおり、Cの7の〇〇のほうですね、〇〇と比べると、もともと田んぼということがありまして、土壌のほうがあまりというところがあつたので、設定した当初に〇〇のほうは太陽光と太陽光の間に素掘りのようなものをして植栽を当初行つたのですけれども、ちょうど去年田植えのシーズンのときに、北側に水路があるのですけれども、そこが泥が詰まってしまったようで、大きく水が浸入してしまいまして、それで一番大きく影響を受けて枯れてしまったというところが一番大きい影響でございました。その事態があつた後に既存の側溝のほうの泥を出して、またこっちに入らないようにという対策はさせていただいたのですけれども、ただそのほかにも肥料とかの散布と消毒というところがちょっと想定よりも足りなかったのかなというので枯

れてしまったということも考えられるかなということがありましたので、圃場の改善計画書という形で提出させていただいたのですけれども、化成肥料の散布と消毒と寒肥というところをちょっとしっかりと今年に関してはどうか、以前よりも消毒と肥料のほうを多めに対策して改善をしていきたいというように思っております。

8 番委員 現地調査、班の人たちで行きまして見ました。正直、3 年間ですから枯れているところもあるのでしょうかけれども、枯れたものを枯れっ放しにしておくというところはどうかな。櫛をやるということであれば枯れたところは次のものを補植するような形にしていかないと、何年たってもスタート地点のままで終わってしまうと思うのですよね。あとは、田んぼのところだと腐葉土みたいなものを入れるとか、少し水はけをよくする工夫をしていかないと、また今年が申請 1 回目で、次の 2 回目の申請でどうかなと。行った方々もちょっとどうかなと首をかしげていましたので、そんなところも考えてください。

それから、あそこのところは周り何も防護フェンスしていないですけれども、田んぼのところで周りが山、丘ですから獣害、鹿の害も多分そのうち出てくると思います。フェンスの周りにネット張ったりなんかしないとみんな新芽を食べられてしまう。去年よりも今年のほうが鹿は多くなってきています。その点も考えてやっていかないと、また今年どこからか新しい櫛を持ってきても、また同じような状況になってしまうと思うのですよね。よく考えてやっていただければと思います。

〇〇の〇〇なのですか。

1 番申請者 はい。

8 番委員 あの辺は鹿の害はないですか。

1 番申請者 〇〇のほうが、正直安中に関しては、ほかのところはまだ鹿の被害というのは確認はされていないですけれども、〇〇の〇〇のほうはやはり鹿のほうが出てきていますので、そちらのほうに関しては電気柵とかフェンスとかというところをより直近で検討しなければなというところで今社内では話が出ております。

8 番委員 ぜひそんなことも考慮しながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

1 番申請者 ご指摘ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

5 番。

5 番委員 5 番です。〇〇のところなのですけれども、一応私の地元ということで、私もしょっちゅうあそこのは通っているのですけれども、除草剤とかいうのがかけてあって、それなりに管理はしてあるのですけれども、草によって効かない除草剤があるのですよね。そういうのもよく考えてもらって、昨日もちょっと通ってきたときもスギナがすごいのですよね。ほかの草は枯れています。でも、やっぱりスギナに効かない除草剤を使っているというか、そういうのは研究はしているのですかね。ほかにもいろいろな場所で営農型やっているのにつきまして、そういうのをちょっと伺いたいのですけれども。

1 番申請者 当社のほうで今取り組んでいる営農型のものに関しては、やはり櫛をやっているので、基本的には除草剤というよりは草刈りを定期的に行うという形で、あと本当に外回りだけは通常の除草剤をまいてということなので、スギナに対して特化した除草剤とかというところの検討までは、正直まだ至っていないのが現状ではございます。できる限り櫛のほうの育成を邪魔しないようにというので、基本的には手刈りで除草というような形で対応はしているような状況でございます。

議 長 5 番。

5 番委員 今除草剤と言っていましたけれども、全部農地に効くという除草剤ではない除草剤もあるのですよね。非農耕地用と農地用というのに分かれていまして、農地用なら作物を栽培してあってもある程度影響はないという除草剤もありますので、そういうところをよくあれしてもらいまして、名前で言ってもあれですけれども、ザクサとかというのは農耕地用なのですよね。あとはラウンドアップですか。そういうのは農耕地用なので、植木屋さんなんかも結構下刈りだけでは大変重労働ということで除草剤を結構使っているところがあるのですけれども、そういうのもよく考慮してやっていただきたいと思います。

1 番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。ちょっと基本的な話を質問したいのですけれども、御社で〇〇と〇〇の 2 か所でやっていると。それで、櫛の育て方、知らない方にもという意味合いの普通の雑誌で読んだのですけれども、直射日光は避けた明るい日陰がい

いと。水はけ、それから保水性に優れた土地が適当だというふうにあって、それで〇〇のほうは大分成績が優秀だと。〇〇に関しては、先ほど有機質等を入れるという話があったのですけれども、実は私も昨年あの近くでやっぱり同じようなパターンを見学したことがあるのですけれども、全く同じような状態で、今の太陽光施設の西方に水田があって、そこから湧き水が流れてというような話で、櫛を少し盛土して植えているという話もあったのですけれども、決してそれもいい成績ではなかったのですよね。そんなので、水はけというのが最重視されると思うのですよね。そうすると、さっきの化成肥料の散布をするとか、消毒するとかいっても、それ以前に根に酸素がいかないわけですから何やっても駄目だと思うのですよね。それなので、櫛というのが本当の対象のパネル下の作物なのかなというのもあるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議 長 どうぞ。

1 番申請者 ご指摘いただきましたとおり、櫛が本当に土壤に合っているかどうかというところは当社のほうも、まだ今1回目の3年で大分枯れてしまったので、まずは今ほかの圃場で育てている株がありますので、土壤の改善をしてというところは直近では検討で改善計画書というのは提出させていただいたのですけれども、併せて先ほども近くの圃場で同じような結果がというところもご指摘ありましたので、櫛以外にもっと最良なものというところも、櫛での圃場改善を行いながら、それが難しそうであれば代替のものというのとも同時進行で検討していく必要があるのかなと考えております。ただ、何がほかに向いているかというと、まだそこまでの検討段階には至っていないのですけれども、引き続き検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

本日はご苦労さまです。そもそも論からいくと、3年前にこの申請をされたときに私が、議事録に残っていますけれども、そこは田んぼなので、櫛には不適ですということをご指摘させていただいているのですが、そちらさんのほうでは大丈夫ですという回答だったので、3年やってこういうことになったのではないのかなと思っているところでございます。あそこはまだ周りが田んぼを作っていないので、皆さんが思っているほど水による被害ということよりも、去年の、さっき説明があった、水があふれて田んぼに入ってしまったて、それで枯

れてしまったのではないのかな。通常だと、あそこは周りが田んぼを作っていないので、そこまであそこは、さっき2番さんが言った〇〇の奥のほうの田んぼとちょっと状況が違うので、水の害というのは去年の水害が一番大きいのではないのかなとは推測しているのですが、それにしても去年の何月の話ですか。

1 番申請者 夏です。

議 長 夏、6月、7月、8月ぐらいですかね。

1 番申請者 はい。

議 長 そうすると、約1年たつわけですよね。その間皆さん定植されないのですか。全く補植されたふうがないです。1年たっていれば、当然真夏には定植できないにしても、秋なり今年の春なりには定植ができたはずですから、まずそもそもが営農に対して真摯に向き合っていないということをここで一つ指摘させていただきます。

それと、年間何回ぐらい圃場を回っていらっしゃるのかちょっとお答えいただきたいです。

1 番申請者 圃場に関しては、少なくとも冬場でも毎月1度以上はというところで現状の確認でというのと、あとはこの時期に関しては草刈りとかでプラスアルファで回ってとかというのではやっております。

議 長 分かりました。では、月1以上のペースで回っていらっしゃるということでしょうか。

1 番申請者 はい。

議 長 それだとすれば、さらにあんなに穴が空いていたら、普通だったら気になりますよね。私だったらあんなに穴ぼこだらけだったら気持ち悪くてすぐにでも苗木を用意して、間違いなくどんなに遅くても今年の春には植えますよね。できれば去年の秋。今年の5月にこの申請があるということが分かっているならば、最低でも2月、3月には定植してここに向かっていただきたかった。今回1回目申請なので、この後どういう結果が出るか分かりませんが、次これが仮に3年を通ったとして、3年後に今と同じ現状だったら、これはかなり厳しい状況になるということだけのご理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

1 番申請者 ありがとうございます。

(議案第 2 号 1 番案件申請者退出)

議 長 それでは、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 5 4)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 5 6)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条は、8 番、9 番が継続審議、10 番、11 番の 2 件ということです。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。ですから、8 番、9 番は継続審議ということでよろしく願います。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 7 番の 4 件です。4 番、5 番については、審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。6 番、7 番につきましては、審査した結果、継続審議にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託されました議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、管理状況が適切であるということではなくて、考慮するような点が見受けられたということにおきまして、1 年の許可といたします。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 2 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条の関係は、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 8 番です。農地法第 5 条関係です。2 班に付託されました議案第 3 号、農地法

第5条関係は、7番から10番の4件でしたが、7番は継続審議ということで、8番から10番、3件で審議いたしました。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。したがって、7番は継続審議とさせていただきます。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番と11番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。6番については継続審議とさせていただきます。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書6ページ記載の1、中間管理権設定関係

記載の 1 から 10 番及び議案書 7 ページ記載の 2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係 1 から 3 番記載の計 13 件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号、農地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和 8 年第 5 回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3 時 06 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 5 月 25 日

安中市農業委員会会長

7 番委員

10 番委員